○気象庁告示第十四号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十日

気象庁長官　羽鳥　光彦

別表第四石川県の項及び別表第五石川県の項中「能美市」の下に「、野々市市」を加え、「、石川郡」を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年十一月十一日から施行する。

○海上保安庁告示第二百四十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯二七度五一分二五秒東経一二九度二四分二九秒、北緯二七度二九分四四秒東経一二九度五六分五〇秒、北緯二六度五三分四五秒東経一二九度二六分三〇秒、北緯二七度三〇分五九秒東経一二八度三〇分三一秒、北緯二七度四四分一二秒東経一二八度四一分三〇秒、北緯二七度二八分四三秒東経一二九度五分一二秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯二六度四〇分五秒東経一二八度二五分一一秒、北緯二六度二三分三四秒東経一二八度五〇分七秒、北緯二六度二六分四三秒東経一二八度三分五五秒、北緯二五度四三分六秒東経一二七度三九分六秒の各点で囲まれる海域

(ハ)　北緯二六度五〇分五秒東経一二六度二分二四秒、北緯二四度五九分二七秒東経一二七度一〇分三四秒、北緯二四度五〇分五秒東経一二六度五二分一三秒、北緯二六度一分三七秒東経一二六度七分五七秒、北緯二五度四七分五二秒東経一二五度三八分四八秒、北緯二六度二七分三秒東経一二五度一四分四七秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十三年十一月十五日から平成二十四年二月十五日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第四十三号（平成二十三年十月二十八日発行）、十管区水路通報第四十二号（平成二十三年十一月四日発行）、十一管区水路通報第四十四号（平成二十三年十一月四日発行）

○海上保安庁告示第二百四十六号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	開発局釧路港西港区島防波堤灯台
位置	
所在地	北海道釧路港外港（釧路港西区南防波堤東灯台の西南西方約二・八キロメートル）
北緯	四二―五八―四九
東経	一四四―一八―三七
塗色及び構造	白色　塔形
灯質	単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度	実効光度二六カンデラ
光達距離	三・五海里
明弧	全度
高さ	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
点灯年月日	平成二十三年十月三日
記事	北海道開発局釧路開発建設部釧路港湾事務所管理

名称	開発局釧路港西港区島防波堤東灯浮標
位置	
所在地	北海道釧路港外港（釧路港西区南防波堤東灯台の西南西方約二・六キロメートル）
北緯	四二―五八―四八
東経	一四四―一八―四七
廃止年月日	平成二十三年十月三日

○海上保安庁告示第二百四十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	開発局釧路港西港区島防波堤西灯台
位置	
所在地	釧路港西区南防波堤東灯台（北海道釧路市）の西南西方約四・三キロメートル
北緯	四二―五八―四八
東経	一四四―一七―二四
変更した事項	
光度	実効光度六〇カンデラ
光達距離	四・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・七メートル
変更年月日	平成二十三年十月三日

名称	開発局釧路港西港区島防波堤東方灯浮標
位置	
所在地	北海道釧路港外港（釧路港西区南防波堤東灯台の西南西方約二・六キロメートル）
北緯	四二―五八―四八
東経	一四四―一八―四七
廃止年月日	平成二十三年十月三日

○海上保安庁告示第二百四十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	開発局釧路港西港区島防波堤西方灯浮標
位置	
所在地	釧路港西区南防波堤東灯台（北海道釧路市）の西南西方約四・六キロメートル
北緯	四二―五八―四八
東経	一四四―一七―一二
廃止年月日	平成二十三年十月三日

○海上保安庁告示第二百四十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十一月十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東洋港南防波堤灯台
位置	
所在地	北海道幌泉郡えりも町（東洋港南防波堤外端）
北緯	四一―五六―四五
東経	一四三―一三―〇六
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日	平成二十三年十月三日

名称	熱海港防波堤灯台
位置	
所在地	静岡県熱海港（防波堤外端）
北緯	三五―〇五―四〇
東経	一三九―〇四―五四
変更した事項	
光度	閃光実効光度三九〇カンデラ
光達距離	閃光七・五海里　不動光四・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日	平成二十三年十月三日

名称	荻伏港南防波堤灯台
位置	
所在地	北海道浦河郡浦河町（荻伏港南防波堤外端）
北緯	四二―一一―五七
東経	一四二―三九―二八
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
高さ	地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十三年十月四日